

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇ 条 例
鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 剛

鳥取県条例第十二号

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県工業試験場において行なう分析、試験その他工業に関する研究等又は各種証明書交付については、手数料を徴収する。
別表を次のように改める。

別表

区	分	金	額							
1 定性分析	2 定量分析	1 一般定性分析	(一) 一般定性分析	一成分につき 三〇〇円						
			(二) 特殊定性分析	(1) 透視度又は臭気度の分析	一成分につき 五〇〇円					
				(2) 規格分析	一件につき 一〇〇円					
				(3) その他の分析	一件につき 三〇〇円					
				(三) しょう油の分析	(1) 規格分析	一件につき 五〇〇円				
					(2) その他の分析	一件につき 三〇〇円				
					(四) 食酢の分析	(1) 規格分析	一件につき 五〇〇円			
						(2) その他の分析	一件につき 三〇〇円			
						(五) 金属の分析	(1) 鉄鋼の分析	一件につき 二五〇円		
							イ 炭素、けい素、マンガ ン、リン又は硫黄 ロ その他の成分	(1) 炭素、けい素、マンガ ン、リン又は硫黄	一成分につき 四五〇円	
								(2) その他の成分	一成分につき 七五〇円	
								(六) その他の分析	(1) 一般定量分析	一成分につき 四〇〇円
									(2) その他の分析	一成分につき 三〇〇円

二 試験

(2) 特殊定量分析	一成分につき	五〇〇円
1 染料又は薬剤の試験	一件につき	五〇〇円
(一) 天然繊維の試験	一件につき	一、〇〇〇円
(二) 合成化学繊維の試験	一件につき	三〇〇円
2 繊維用糊剤の試験	一件につき	一五〇円
3 コンクリート等の骨材の試験	一件につき	二〇〇円
4 コンクリート又はコンクリート製品の試験	一件につき	五〇〇円
5 窯業原料又は窯業製品の耐火度試験	一件につき	三〇〇円
6 鑄物砂の試験	一件につき	六〇〇円
(一) 粘土、水分又は灰分の試験	一件につき	一〇〇円
(二) 粒度試験	一件につき	一、三〇〇円
(三) 強度試験又は通気度試験	一件につき	二、三〇〇円
7 工芸材料又は工芸品の試験	一件につき	一、〇〇〇円
(一) コールドチェック試験	一件につき	四〇〇円
(二) 老化試験	一件につき	二〇〇円
(三) 塗膜試験	一件につき	二〇〇円
(四) 構造物強度試験又はエックス線透過試験	一件につき	二〇〇円
(五) その他の試験	一件につき	二〇〇円
8 紙の試験	一件につき	五〇〇円
(一) 引張試験	一件につき	二〇〇円
(二) 破裂試験	一件につき	二〇〇円
(三) 引裂試験、耐折試験又は柔軟	一件につき	五〇〇円

三 測定

9 度試験	一件につき	一〇〇円
こうじの試験	一件につき	四〇〇円
(一) 酵素力価試験	一件につき	二〇〇円
(二) 糖化試験	一件につき	二〇〇円
10 金属の試験	一件につき	二〇〇円
(一) 引張試験又は曲げ試験	一件につき	二〇〇円
(1) 直径二〇ミリメートル以下	一件につき	三〇〇円
のもの	一件につき	三〇〇円
(2) 直径二〇ミリメートルをこ	一件につき	三〇〇円
えるもの	一件につき	三〇〇円
(二) 圧縮試験、抗折試験又はせん断試験	一件につき	三〇〇円
(三) 衝撃試験	一件につき	一五〇円
(1) 常温試験	一件につき	三〇〇円
(2) 低温試験	一件につき	二〇〇円
(四) かたさ試験	一件につき	四五〇円
(五) 磁気探傷試験又は金相試験	一件につき	五〇〇円
(六) エックス線透過試験	一件につき	九〇〇円
11 高温度計の補正試験	一件につき	一、七〇〇円
(一) 比較試験	そのつ度知事が定める額	
(二) 純金属による試験		
12 その他の試験	一件につき	一〇〇円
1 金属の精密測定	一件につき	一〇〇円
(一) 長さ又は角度の測定		

四 検定	五 加工
(一) 表面あらさ又は形状の測定	1 織物の加工
2 機械の測定	(一) 精練
3 その他の測定	(1) 綿糸又は綿布
1 繊維製品の検定	(2) その他の糸又は布
(一) 天然繊維の検定	(二) 染色
(二) 合成化学繊維の検定	(1) ナフトール染料
2 染料又は薬剤の検定	(2) 硫化、酸性、塩基性又は直
(一) 天然繊維の検定	接染料
(二) 合成化学繊維の検定	イ 淡色
3 紙の検定	ロ 中色
4 窯業原料の検定	ハ 濃色
5 その他の検定	(3) 媒染染料
一件につき 二〇〇円	一件につき 一〇〇円
一件につき 八五〇円	一件につき 一〇〇円
そのつ度知事が定める額	一件につき 七〇円
一件につき 三〇〇円	一キログラムにつき二五〇円
一件につき 五〇〇円	一キログラムにつき一五〇円
一件につき 五〇〇円	一キログラムにつき三〇〇円
一件につき 五〇〇円	一キログラムにつき四〇〇円
一件につき 五〇〇円	
一件につき 一〇〇円	
一件につき 七〇円	
そのつ度知事が定める額	
イ 淡色	3 木材の加工
ロ 中色	(一) だば製造
ハ 濃色	(二) だば切断
(4) その他の染料	(三) ルーターによる加工
イ 淡色	四 コツピングプレスによる加工
ロ 中色	(四) ならい彫刻機による加工
ハ 濃色	(五) 木材人工乾燥
2 刃物の研ま	4 紙葉の製造
(一) 超硬刃丸のこ	5 金属の加工
(二) 超仕上かなな刃	(一) 普通旋盤、高速切断機又は形
(三) その他の刃物	削盤による加工
一枚又は一個につき 六〇円	(二) フライス盤その他の加工機に
一枚につき 一〇〇円	よる加工
一枚につき 六〇〇円	(三) 手仕上げによる加工
一枚につき 一〇〇円	
一枚につき 一〇〇円	
一枚又は一個につき 六〇円	
一枚につき 一〇〇円	
一枚につき 七〇〇円	
一枚につき 七〇〇円	
一枚につき 七〇〇円	
一枚につき 五〇〇円	
一枚につき 五〇〇円	
一枚につき 七〇〇円	
一枚につき 七〇〇円	
一枚につき 四五〇円	

00348

附則
この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

九 書証明	八 研究	七 デザイン	六 写真	四	(三)	(二)	(一)	7 熱処理	6 溶接
各種証明書	各種研究	1 平面デザイン 2 立体デザイン	1 顕微鏡写真 2 エックス線写真 3 その他の写真	焼もどし	焼入れ又は焼なまし	高温焼入れ	没炭	交流アーク溶接	溶接
一通につき 一〇〇円	そのつ度知事が定める額	一時間につき 二五〇円 一時間につき 三〇〇円	一枚につき 九〇〇円 一枚につき 一、〇〇〇円 そのつ度知事が定める額	三〇分三五〇円。三〇分をこえるときは、そのこえる時間三〇分につき三〇〇円を加算して得た額	一時間六五〇円。一時間をこえるときは、そのこえる時間一時間につき五五〇円を加算して得た額	一時間一、一〇〇円。一時間をこえるときは、そのこえる時間一時間につき八〇〇円を加算して得た額	一時間一、〇〇〇円。一時間をこえるときは、そのこえる時間一時間につき七〇〇円を加算して得た額	一時間につき 五〇〇円	一時間につき 五〇〇円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】